【 5 】

氏　　名	宮本盛太郎（みやもとりたろう）
学位の種類	法学博士
学位記番号	法博第4号
学位授与の日付	昭和51年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科政治学専攻
学位論文題目	**北一輝** **——その思想形成——**
論文調査委員	（主査）教授 勝田吉太郎　教授 野口名隆　教授 福島徳寿郎

論文内容の要旨

本論文「北一輝——その思想形成——」は，「はじめに」，第一章「『国体論及び純正社会主義』の論理」，第二章「中国革命の衝撃」，第三章「『国家改造案原理大綱』の成立」，「おわりに」の各部分から成る。

「はじめに」の部分は，本論文のテーマについて述べている。北一輝自身は，「純正」社会主義の実現を唱えた処女作『国体論及び純正社会主義』と，少なくとも客観的にはファシズムのプログラムを提示するものと解される最後の著作『国家改造案原理大綱』（後に『日本改造法案大綱』となる）との間に存在する「距離」を認めようとはしない。そこで，本論文は，北の思想形成過程を綿密に追跡することによって，「純正」社会主義の理論から，いかにして後年のファシズム理論が形成されていったか，ならびに，処女作と最後の著作との間にひそむ巨大な「距離」にもかかわらず，北が自己の思想のうちに「一貫不惑」性を誇り得たのは何故か，を解明しようとする。

次いで，第一章「『国体論及び純正社会主義』の論理」では，『国体論及び純正社会主義』の形成過程が北の出生地佐渡における数度にわたる調査をふまえながら追究され，この時期の北の思想分析を通じて，後年の思想内容の変化をもたらしたものと，北をして自己の「一貫不惑」性を誇らしめたものとが同一の根源に由来していることが明らかにされる。すなわち北における原理的価値が至高の決断を下すことのできる国家に置かれており，天皇はこの国家が必要とする限りにおいてその存在理由をもつにすぎないという認識があること，次いで，主権者たる国家は状況の異なるに応じて自在に判断を変更することができるという，北特有の論理が解明される。こうした思考様式から自己の「一貫不惑」性に対するゆるぎない確信が由来する。同時にまた，それにもかかわらず，北の思想が客観的に異なる機能をもつにいたるゆえんが究明される。なお，この第一章において，北一輝とカール・シュミットとの比較論が詳細に論じられている。

続いて，第二章「中国革命の衝撃」は，辛亥革命に参加した北が，その革命の実践を通して得た教訓を指摘する。すなわち，第一点は，革命運動とは軍隊運動にほかならず，その主体は「軍隊の下層階級」で

ある，ということである。第二点は，「国民に自由の覚醒完からざる間，革命の或る期間に於て反動的勢力が必ず議会と世論とに拠りて復活を死力的に抗争する」が故に，革命時には，国民の選挙による議会を開設してはならない，ということである。第三点は，革命時における群衆心理の恐るべき実相，およびそれを統御指導すべき革命精神の体現者の必要である。第四点は，革命時における「恐怖時代」の存否が，一に列強干渉の有無にかかっている，ということである。第五点は，山積した革命的諸課題を一挙に解決するために，「興国的国民軍」による対外戦争が要請されることである。なお，本章ではさらに，大正五年一月における法華経の受容とともに北の危機意識が尖鋭となること，そして北の受容したのは法華経の特定の側面のみであったことが明らかにされている。

次いで，第三章「『国家改造案原理大綱』の成立」において，まず，『国家改造案原理大綱』の成立過程とその内容が検討される。その際，ヨーロッパ・ファシズムと同書の内容との思想の比較論が展開される。さらに，この章では，北の深層心理に光があてられ，私的な次元における北と父との関係が，公的な次元における国家と天皇との関係に類比されうることが解明される。

最後に，「おわりに」において，ファシズムのプログラムの形成に寄与した要因が明らかにされている。

なお，参考論文「紹介　アメリカにおける北一輝研究」は，第二次大戦後におけるアメリカ人研究者たちによる北一輝研究を，手際よく説明し，批評したものである。

論文審査の結果の要旨

近年北一輝についての研究はにわかに脚光を浴びつつあるが，本論文のように，きわめて精力的に原資料の綿密な蒐集をふまえ，さらに，比較政治思想史的な手法を取り入れつつ，北一輝における原理的価値，思考様式，提示されたプログラムの内容，心理構造，ならびに，北の思想のもつ客観的機能といった種々な側面に光をあて，北において「一貫不惑」であったものと，変化したものとを剔抉しようと試みるという，体系的で大きなスケールをもつ北一輝論は，これまでのところ他に例がない，といえよう。本論文は，わが国における北一輝研究の学問的水準を高めるものであるとともに，ひいては，近代日本政治思想史の発展を促す一つの動因ともなりうるものである，と考えられる。

よって，本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。